



全国で新型コロナウイルス感染拡大の「第3波」が止まらない中で、大分県内でも感染者の増加が続き、一昨日市内でも感染者が発現しました。もはや「中津も安全ではない」ことを改めて胸に刻んで、日々行動したいと思います。

今、コロナ・ショックにより、企業の業績悪化によって非正規労働者を中心に解雇や雇い止めが相次ぎ、パート収入も急減しています。一方で年末のボーナスは激減が予想され、テレワークが進む一方で、残業代は当然減少します。日本全体では可処分所得が減り、消費が低迷し、経済全体がスパイラル状に縮んでいく。これが、今の現状です。

1. 家庭ごみ減量・資源化基本方針（素案）の問題点

（1）今、なぜごみの有料化か

そのような中、なぜ今、家庭ごみの有料化なのか伺います。

【答弁】 今、日本の社会は、天然資源の消費抑制、再利用、再生利用など環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を推進することや、脱炭素社会実現による温室効果ガスの削減に向けて取り組むことが強く求められています。現在、本市の家庭から排出される市民一人あたりの資源ごみを除くごみ量が、全国平均を約12.7%上回るなど、ごみ減量・資源化の更なる推進が喫緊の課題であります。中津市が目指す「環境共生都市なかつ」の実現を図り、循環型社会の形成を促進する観点からも、ごみ減量・資源化推進のための施策について、できるだけ早くその方向性を定める必要があります。

本市では、これまでも、市民の皆さまへの啓発、新たな分別収集などに取り組んできましたが、ごみ減量・資源化推進に向けた新たな施策の検討について、「中津市廃棄物減量等推進審議会」へ諮問し、審議を重ねていただいています。今後、さらにごみ減量・資源化を推進していくためには、これまでの取組みに加え、容器包装プラスチックの分別収集やごみ袋の有料化などの一体的な取組みが必要だと考えています。

なお、実施時期については、社会経済情勢等を十分に考慮しながら決定する考えです。

②6月に審議会に諮問して、9月に素案を取りまとめ、10月に住民説明会を実施するスピード感ある今回の取組みは、これまでの中津市の各種計画策定の例からしても稀です。事業系一般廃棄物の対応や生ごみの資源化など議論不足の項目が見受けられ、拙速すぎると感じています。そこで、なぜ、そんなに急ぐのか。その理由について伺います。

【答弁】 本市の喫緊の課題である、ごみ減量・資源化の更なる推進に向けた必要な施策の検討について、本年6月に中津市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、これまで、審議会ですべて十分な審議を重ねていただいております。その審議を経て、「家庭ごみ減量・資源化基本方針（素案）」を作成し、住民説明会を開催、パブリックコメントの実施など、必要な手

順を一つひとつしっかりと段階を踏みながら、検討を進めています。

(2) ごみ袋有料化と容器包装プラスチックの分別回収の実施時期

今回のごみ減量・資源化の新たな施策の実施時期は、社会経済状況などを十分に考慮しながら慎重に検討を行うとしていますが、コロナ禍の中で、コロナ感染症の予防措置の確立や、経済状況の回復、生活苦の解消の見通しが立つまで、有料化実施の決定をすべきではないと考えますが如何ですか。

【答弁】 ごみ減量・資源化を推進する新たな施策の実施時期については、社会経済情勢等を十分に考慮しながら決定する考えです。しかし、循環型社会の形成を促進する観点からも、ごみ減量・資源化を推進するための具体的な施策について、その内容や実施の是非などの検討を進めることは必要だと考えています。今後は、中津市廃棄物減量等推進審議会の答申を踏まえ、「環境共生都市なかつ」の実現に向けて施策を検討してまいります。

②容器包装プラスチックの分別回収や生ごみキエーロの普及促進などのごみの減量化・資源化とごみ袋有料化は一体的に、同時期に開始するのか伺います。

【答弁】 ごみ減量・資源化をさらに推進していくためには、容器包装プラスチックの分別収集やごみ袋の有料化などの一体的な取組みが必要だと考えていますが、同時に実施すると、ごみの分別など、市民の皆さまの混乱を招くことも考えられます。また、ごみ減量・資源化の推進に向けて、早く実施すべき施策があれば実施したいと考えています。中津市廃棄物減量等推進審議会での審議や市民説明会での市民の皆さまからのご意見を踏まえ、容器包装プラスチックの分別収集については、令和3年7月から実施したいと考えています。

③それぞれの施策の効果を把握するため、プラスチックごみの分別を先行させ、効果を見極めた後に、有料化の是非を検討するべきと考えますが如何ですか。

【答弁】 これまでも申し上げたように、ごみ減量・資源化を推進していくためには、一つの取組みだけではなく、様々な施策を一体的に取り組んでいく必要があると考えています。容器包装プラスチックは、令和3年7月からの実施を検討していますが、それ以外の施策についても、中津市廃棄物減量等推進審議会の答申を踏まえ、ごみ減量・資源化推進に向けた施策の一体的な実施を検討してまいります。

(3) 有料化による手数料収入の使途

1L1円とした場合の手数料収入と有料化袋に係る経費（作成費、保管・配送料・販売手数料など）はどの程度の金額となり、どのようなごみ減量に向けた施策に充当する計画なのか伺います。

【答弁】 有料のごみ袋を1ℓあたり1円に設定した場合の手数料収入は、あくまでも試算の段階ですが、年間で約1億3千万円と見込んでいます。また、その制度実施に係る、ごみ袋作製費用、管理・流通費用、販売手数料などの制度運用経費を年間約6千万円と見込

んでいます。

ごみ袋有料化による手数料収入については、ごみ袋作製費用などの制度運用費用のほか、ごみ袋の有料化の目的であるごみ減量・資源化の推進に向けた施策に活用することを考えています。また、手数料収入とその使途につきましては、市報やホームページなどで、市民の皆さまに分かりやすく公開してまいります。

(4) 指定袋の全市民への配布と不法投棄対策

分別せずにごみを多量に出す市民に負担をしていただく考え方は理解できますが、分別しても一般家庭では年間 3600 円 (30 L × 120 袋) 程度の負担となります。生活保護世帯のみ無料ごみ袋を配付する負担軽減措置を実施することとしていますが、生活保護世帯よりも低い所得でも頑張っている方がかなりおられます。

そこで、市の目指す一定量のごみ袋を全世帯に無料で配布し、それを超える分を 1 L 当たり 2~3 円で販売するシステムへの再検討をすべきと考えますが如何ですか。

【答弁】 一定枚数のごみ袋を無料で配布して、その配布枚数を超えた分を購入していただく「一定量無料型」では、一定枚数を使い切るまでの減量や分別の効果が働きにくいことや、制度の運用費用がより多くかかるなどのデメリットがあります。そのため、中津市では、ごみ袋を 1 枚目から購入していただくことで、減量と分別の効果が見込め、また、他の制度に比べて制度運用費用が抑えられるなど、メリットが多い「単純従量制」での運用を考えています。

②指定ごみ袋にすると 30 L 袋で 30 円/袋、大分市の実績では、袋の経費が 71%で 21 円掛かっています。指定ごみ袋ではなく、印刷・配送コスト等の経費が安価なごみ袋にステッカーを張る方式も検討の余地はあると考えますが如何ですか。

【答弁】 手数料の徴収方法としては、指定ごみ袋制度やごみ袋に添付するステッカーを販売する制度などがあります。ステッカー方式は、小さいため取り扱いがしやすいという利点がある一方で、ステッカーの紛失、また、貼り間違いや剥がれてしまう、あるいは、貼り替えによるトラブルの発生などもあるようです。また、収集する際の収集作業員の確認作業が指定ごみ袋制度よりも時間がかかります。

市民の皆さまにとって分かりやすく、かつ効率的な収集が可能な指定ごみ袋制度の導入を検討しています。

③ペットボトルの分別回収が始まって、キャップがついたペットボトルが入った袋（警告書付）が川に不法投棄されています。他から持ち込まれた有料化袋に入れられていない袋が、班の管理するごみステーションに入れられ回収されなかったときは、市が回収するのか伺います。

【答弁】 ごみ袋の有料化実施後は、ごみ集積所に指定有料袋に入れられていないごみがあった場合は、原則として収集しません。集積所は、集積所を利用する皆さんに管理していただく必要がありますが、市は、その管理方法などの相談やアドバイスなどを行います。ただし、繰り返し捨てられるなど悪質な場合は、市は不法投棄として、不法投棄禁止の看

板を設置するなど、個別に対応をしていきます。また、有料化を実施する場合には、市報やホームページ、チラシ、市民説明会などを活用し、市民の皆さまに制度をご理解いただくための啓発等をしっかり行います。

(5) 容器包装プラスチックの資源化

最初に、容器包装プラスチックの回収・資源化に必要な経費と収集、処分等に係る経費の内訳について伺います。

【答弁】 容器包装プラスチックを月2回収集する場合の、収集・資源化に要する費用は約6千万円です。その内訳は、収集運搬費用が約2千万円、資源化の処理にかかる費用が約4千万円と見込んでいます。

②回収されたプラスチックについて、国内での資源化には限界があり、中国や東南アジアで資源化されずに焼却、埋め立てされては意味がありません。そこで、回収されたプラスチックはどのように処分してリサイクルするのか伺います。

【答弁】 市町村における容器包装プラスチックの資源化については、日本容器包装リサイクル協会に引き渡して資源化を行う方法と市町村が独自のルートで資源化を行う方法があります。中津市では、日本容器包装リサイクル協会に引き渡すための選別・圧縮・梱包ができる設備を有していません。そこで、県内で循環できる体制が整っている独自ルートでの資源化を検討しており、安定的な資源化が可能と考えています。

収集した容器包装プラスチックは市内の民間事業者へ搬入し、選別後に、RPFへと固形燃料化する予定です。

③RPF（固形燃料）として化石燃料の代替品として利用するのであればよいのですが、仮にRPF（固形燃料）化できなくなった場合、単に燃やして熱回収することとなれば、従来通り可燃ごみとして収集して、清掃工場発電の方がCO2削減につながると考えますが如何ですか。

【答弁】 クリーンプラザは、現在、長寿命化を図るための基幹的設備改良工事を今年度から令和4年度にかけて実施しています。そのため、現時点では発電設備を導入する考えはありません。

④プラスチックの分別回収には住民の理解と協力が必要です。このコロナ感染拡大の中で、説明会が充分開催できなくても7月から実施するのか伺います。

【答弁】 市民の皆さまへの周知は、1月から市報やホームページ、ごみ・資源カレンダー、チラシの配布、ポスター掲示、ケーブルテレビ、ラジオ、ごみ収集車による広報など、多様な周知方法を計画しています。また、10月に実施した市民説明会では、分別動画があった方が分かりやすいという意見をいただきましたので、分別動画による広報も検討しています。

説明会については、コロナウイルス感染症の状況によっては、開催できないことも想定

されますが、その場合でも、様々な手段を用いてできる限り丁寧に説明をさせていただき、市民の皆様が7月からスムーズに「容器包装プラスチック」の分別収集にご協力頂けますように周知を行ってまいります。

(6) 生ごみの資源化の推進

燃やすごみの40%（重量比）を占める生ごみの資源化について、生ごみキエーロの普及を目指していますが、1年間に何基、全体として何%の減量を目指しているのか伺います。

【答弁】 「生ごみキエーロ」については、今年度、中津東高校の機械工作部の皆さんに、設計・試作をしていただいた新たな中型サイズと小型サイズのキエーロを、モニターによる実証実験を行う予定にしています。小さいサイズでどの程度の生ごみの減量ができるのかなどの実証結果を踏まえて、今後の普及数、減量目標を検討してまいります。

②今回の基本方針では、キエーロ以外の生ごみの分別回収・資源化の方策や生ごみの削減目標が検討されていないようです。例えば、「2030年度末までに全市域の生ごみを10%削減する。そのために、モデル地域を設定し生ごみの戸別収集の実証実験を始める」等の生ごみの分別回収・資源化の方策を検討すべきと考えますが如何ですか。

【答弁】 燃やすごみのうち約40%を占める、生ごみの減量化は喫緊の課題です。そのため、これまで生ごみコンポスト化容器購入補助金や段ボールコンポストの資材の無料配布を行ってきました。生ごみの戸別収集は、現段階では、モデル地域の設定も含め、安全な収集方法や費用負担を抑え、かつ安定した処理方法や処理施設等の確保についての見通しが立たないため、計画していません。

当面、生ごみの減量については、今後はこれまでの取組みに加え、生ごみキエーロの普及促進による減量に取り組む考えです。

③小型のキエーロであってもアパートやマンションでの設置は難しいと考えます。また、共働きの世帯では管理をする暇がありません。平成29年度で補助制度を廃止した電気式生ごみ処理機について、キエーロを効率化した「たい肥」の出ない機種や安価で低コストの機種等も開発されており、その実証実験を踏まえ、推奨品として補助する制度の創設を検討すべきと考えますが如何ですか。

【答弁】 電気式生ごみ処理機への補助金につきましては、平成29年度をもちまして、廃止とさせていただきました。廃止の理由は、電気式生ごみ処理機の電気使用量が多く、環境への負荷が高いことや5年程で故障するといった状況もあり、より環境にやさしい新たな処理方法を検討することになったためです。

現在は、臭いや音、消費電力量などについても、以前より改良された処理機が販売されているようですが、1台が8万円前後と、かなり高額なものであるため、その購入に係る助成は現在のところ考えておりません。今後も、電気式生ごみ処理機の性能や価格の動向を注視してまいります。

また、生ごみの減量については、電気を使わずに経済的で、環境への負荷が少ない「生ごみキエーロ」の普及促進に向けた取り組みを考えています。

(7) 可燃ごみの資源化による焼却施設への影響

基本方針では、家庭系燃やすごみの中の紙類などの資源ごみ約 16%とプラスチックごみ約 18%のうちから約 23%減量を目指しています。高カロリーのごみが減少し、燃えにくい生ごみの比率が高くなります。そこで、現在の流動床式の清掃工場の設計段階における補助燃料なしで処理できる低位発熱量は何 kJ/kg か伺います。

【答弁】 補助燃料を使用しないで焼却処理できるごみの低位発熱量（ごみ保有熱量）は 6,280 kJ/kg です。

②仮に、現行のごみ質調査結果をもとに、紙類などの資源ごみ約 10%とプラスチックごみ約 13%の 23%が減量した場合の低位発熱量は何 kJ/kg となるのか伺います。

【答弁】 令和元年度のごみ質検査を基準に計算しますと 4,640～6,750 kJ/kg です。

③燃やすごみ中の資源ごみとプラスチックごみの約 23%減量に見合う、生ごみの減量化を図らないと重油等の補助燃料が必要となり、焼却施設へ影響が起こればと考えるが如何か。

【答弁】 容器包装プラスチックの分別収集や資源ごみの適正分別の徹底で、目標とする 23%のごみ減量が達成された場合でも、生ごみ等に含まれる水分を 5%減量できれば、重油等の補助燃料は必要ありません。まず、各家庭で生ごみを捨てる際に、水切りを十分に行っていただくことを啓発してまいります。

(8) 循環型社会の形成に向けた事業系一般廃棄物の分別

今回の基本方針の見直しの目的として、循環型社会形成の推進や施設の延命化、温室ガスの削減、財政負担の削減等としていますが、中津市のごみの排出量の約 30%を占める事業系一般廃棄物に対するごみの減量・資源化の方策が盛り込まれていません。一般家庭だけに負担を強いるのではなく、事業者にも応分の負担や分別を要請する必要があると思いますが如何ですか。

【答弁】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条において、事業者の責務として、『事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない』と規定されていることから、事業者から排出される事業系一般廃棄物の減量と資源化を進める必要があると考えています。そのため、中津市廃棄物減量等推進審議会において、家庭ごみに加えて、事業系一般廃棄物の減量・資源化を推進するための施策について、審議を行っていただいています。

②審議会の資料では、事業系ごみ「燃やすごみ」の中に、産業廃棄物である「プラスチック類や不燃ごみ」が事務系で 24%、飲食店系で 18%、商業系で 9%も含まれています。産業廃棄物として処理されなければならないごみを受入れ、焼却している理由と法的根拠について伺います。

【答弁】 産業廃棄物の処理に係る事業者責任については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第11条第1項において、「事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」と明確に規定されています。一方、同条第2項では、「市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物 その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。」と規定されており、これは、それぞれの自治体のごみ処理能力などの事情に応じて、必要な場合は、産業廃棄物であっても一般廃棄物と併せて処理できることとなっています。

このように、事業系ごみの中で一般廃棄物と合わせて処理する産業廃棄物を「合わせ産廃」といいますが、「中津市一般廃棄物処理基本計画」では、この合わせ産廃を、①事業所から飲食に伴い発生したびん・缶・ペットボトルなどの容器包装廃棄物 ②その他市長が特別に必要と認めるものと定めています。現在は、合わせ産廃としての容器包装廃棄物が「プラスチック類」の中に相当量含まれていると認識しています。

③ごみ減量化に向けた、事業系一般廃棄物に含まれる紙やビン、缶、ペットボトル、容器包装プラスチックの分別を促進するための方策や事業所への支援策について伺います。

【答弁】 今年7月に中津市クリーンプラザに搬入される事業系一般廃棄物のうち、「燃やすごみ」の組成調査を業種ごとに行いました。調査結果では、「燃やすごみ」に紙類などのリサイクルできるごみが多く混じっていることが分かりました。「燃やすごみ」の中にリサイクルできる紙類が、レストランなどの飲食店系では23%、事務所などの事務系では56%、スーパーやコンビニなどの商店系では17%含まれていました。これらの紙類は、きちんと分別していただければ古紙業者に有価で引き取ってもらうこともできます。

また、事業者の皆さんが資源物を適正に分別することのメリットや、産業廃棄物と一般廃棄物の区分、廃棄物の適正処理に係る責任などを正しく理解していただくために、事業者向けのごみの出し方冊子を作成し、事業者の皆さんに配布、啓発を行う考えです。加えて、事業者の皆さんが、地域の資源回収活動への協力など、地域への貢献活動を通じた廃棄物の処理経費の低減を図る方策を一緒に考えたいと思います。

④家庭系ごみのプラスチックの分別を市民に強いる中で、事業系「プラスチック類や不燃ごみ」を今後も合わせ産廃として受け入れするのか伺います。

【答弁】 これまで、事業所から排出される廃棄物の内、「合わせ産廃」として受け入れてきた廃棄物についても、見直しを進めています。まず、大型のプラスチック、不燃ごみについては既に産業廃棄物として受け入れをしておりません。次に、中津市クリーンプラザにびん、缶、ペットボトルを持ち込んでいる事業者には、産業廃棄物として適正に処理をしていただくよう、産業廃棄物の処理先を案内しています。また、事業者が、廃棄物の収集運搬を許可業者と契約している場合は、許可業者を通じて適正処理の案内をさせていただいております。

今後、家庭系ごみでは、容器包装プラスチックの分別収集を実施する予定ですので、事業者の皆さんにも、適正に処理をしていただくよう、事業系ごみ分別冊子を配布し、ごみの減量・資源化の推進に、ご理解とご協力をお願いする考えです。

⑤家庭系ごみの清掃工場への搬入料金を 10kg 未満でも 60 円と改定することは理解できません。しかし、事業系一般廃棄物の料金の見直し、引き上げが基本方針（素案）に入っておりません。事業所における分別を促進するため、料金の引き上げをすべきと考えますが如何ですか。

【答弁】 現在、中津市廃棄物減量等推進審議会において、事業系ごみの減量・資源化を推進するための施策について、事業系ごみの搬入料金の改定を含めて審議していただいています。

【まとめ】 これまで、基本方針（素案）の問題点について指摘しました。改めて、コロナ禍の中で、すべての家庭を対象とした家庭系ごみの有料化や事業系ごみの持ち込み手数料の引き上げはすべきではないことを訴えて、次の質問に入ります。

2. 野良猫対策

街角にたたずむ野良猫の姿は、猫が好きな人にとっては一種の癒しになります。その一方で、こうした野良猫による、鳴き声、庭や住居周辺へのふん尿をはじめとする生活環境の悪化、車を傷つけるなどの財産への被害といった問題が顕在化し、野良猫への無秩序なえさやりによる野良猫の他地域からの流入や繁殖による増加、周辺でのふん尿被害の増加など、様々な生活環境被害を招いています。

(1) 野良猫に関する苦情と苦情処理の現状

そこで、市に寄せられた過去 3 年間の苦情件数と解決実績について伺います。

【答弁】 猫などの動物の愛護及び管理に関する相談窓口は、大分県となっておりますが、市民の皆様のご生活環境に関することでもあるため、大分県北部保健所と連携し、苦情の対応を行っているところです。苦情件数と解決実績について、大分県（北部保健所）受付分

で
平成 30 年度 98 件 うち解決 98 件、令和元年度 97 件 うち解決 96 件、令和 2 年度 141 件 うち解決 139 件 となっております、現在未解決で継続して対応している事案は 3 件です。

中津市受付分では 平成 30 年度 11 件 うち解決 11 件、令和元年度 4 件 うち解決 3 件、令和 2 年度 14 件 うち解決 12 件 となっております、現在未解決で継続して対応している事案は 3 件です。なお、この 3 件は県と同じ案件です。

②次に、中津市環境美化条例に基づく指導、勧告、氏名の公表の過去 3 年間実績と動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条に基づく指導・勧告・命令、同 46 条の 2 に基づく罰則の実績について伺います。

【答弁】 中津市環境美化に関する条例に基づく指導、勧告、氏名公表の過去 3 年間の実績ですが、指導は平成 30 年度 5 件、令和元年度 3 件、令和 2 年度（11 月 25 日現在）10 件です。勧告、氏名公表の実績はございません。大分県による動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条に基づく指導・勧告・命令、同 46 条の 2 に基づく罰則の実績についてです

が、実績はございません。

③市条例に基づく勧告や氏名の公表の方法・場所と公表をしていない理由について伺います。

【答弁】 猫の飼い主や野良猫にエサやりをしている方に対し、必要な改善措置を講ずるよう指導、勧告し、正当な理由がなく勧告に従わない時は、その者の氏名及び勧告の内容を公表することができます。公表の場所は、告示等と同様に本庁及び各支所の掲示板となります。

公表をしていない理由は、原因者が特定されることにより、必要以上の指弾を受けたりすることが考えられるため、原因者を保護する観点から公表を行っていません。氏名の公表を行っていないため勧告をしていませんが、問題が解決するまで繰り返し指導を行っています

（２）野良猫対策の情報提供と支援

中津市のホームページでは「猫の飼養について」の記事が掲載されていません。適正な猫の飼養や餌やりのルール、猫よけ対策の紹介をすべきと思いますが如何ですか。

【答弁】 相談窓口である県のホームページでは「猫の飼養について」の記事が掲載されていますが、市のホームページには猫に関して「飼い主のマナー啓発」「おおいたさくら猫プロジェクト」の記載しかございません。市民の皆様の生活環境に関することでもあるため、猫の飼養について市のホームページに記載します。

②また、野良猫よけ対策として、酢酸液等の忌避剤の無料配布や超音波式猫避け器の貸し出し等を実施すべきと考えますが如何ですか。

【答弁】 超音波式猫避け器については、3台所有しており、相談があった際には、一定期間試験的に貸し出すことは可能です。しかし、忌避剤、猫避け器ともに最初は効果があるものの、猫が慣れてしまう為か徐々に効果が薄れてくるようで、根本的な解消とならないと考えています。

今後も飼い主へのマナー啓発とおおいたさくら猫プロジェクトの推進により対応する方針です。

（３）野良猫を減らす取り組み

野良猫の問題を根本的に解決するには、繁殖制限による増加防止と捕獲による頭数削減が必要です。そこで、中津市における「おおいた『さくら猫プロジェクト』の登録団体数と不妊去勢手術の実績、登録要件（人数、自治会の同意）について伺います。

【答弁】 令和2年11月末現在、登録団体数10団体、不妊去勢手術実績20頭となっています。団体の登録要件については、所有者不明猫の減少を図り住民の良好な生活環境の保持を推進する活動や避妊去勢手術を行った猫の餌及び排泄物の適正な管理のための活動を行う団体であるのはもちろんですが、その他に主に2点あります。

1つ目は「活動地域に住所を有する者2名以上であること」です。これは、別の地域に住んでいる場合、猫の行動が監視しにくいことと、1名では体調不良など管理できなくなる恐れがあることから要件としています。

2つ目は「活動地域の自治会へ説明した団体あること」です。おおいたさくら猫プロジェクトは、もともとその地域にいる野良猫の不妊去勢手術を行い、地域に返すことにより、その猫一代の命を大切にし、将来的には地域から野良猫がいなくなるため、自治会からの反対は少ないと考えています。

しかし、野良猫の対策を行う上では活動団体だけでなく、地域全体の理解、協力も必要であることから要件としています。なお、自治会の理解が得られない場合には、市担当者からも説明をし、ご理解いただけるよう努めています。

②市では猫の捕獲機の貸し出しを中止していますが、その理由と野良猫を捕獲・保護した場合の保健所等での引取りの条件について伺います。

【答弁】 捕獲器の貸し出しについて、保護を目的としない捕獲が行われる可能性があるため、動物愛護の観点から中止していますが、さくら猫プロジェクトの登録団体には大分県が貸し出しを行っています。

野良猫を保護した場合の保健所等での引取り条件については、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、原則として県は引き取りをしない事となっていますが、例外として「怪我をしている」「生まれて間もない子猫」など自活できない猫の場合には引き取ることがあります。

引き取りについては、その状況に応じて県が判断することとなるため、相談をいただいた場合には、おおいた動物愛護センターや北部保健所に直接ご連絡していただくようご案内しています。

③動物愛護管理法で、猫には所有者表示に関する努力義務が課せられているものの、犬のように制度化されていないため、猫の所有者の有無を外形的に判断するのは困難です。飼い猫の屋内飼育の指導や引き取った猫の譲渡、さくら猫プロジェクトを推進するうえで、猫の所有者を判別する制度が必要と考えます。そこで、飼い猫の登録、首輪等の識別表示の制度を導入すべきと考えますが如何ですか。

【答弁】 猫の所有者表示に関しては、法律上努力義務であり、強制する事は難しいと考えています。おおいたさくら猫プロジェクトでは、野良猫であることを確認するため、地域のゴミステーションや集会 所などに掲示し、所有者がいないことを確認しており、これまでのところ問題は発生していません。

今後も市報等により、飼い猫に首輪をつけるなど、飼い主への啓発を行っていきたいと考えています。

(4) 環境美化条例に是正勧告や措置命令、罰則規定を追加

現行の条例では、野良猫への不適正な餌やり等をしている方の協力がなければ、苦情主が泣き寝入りをしているのが現状です。そこで、猫の餌やりに対する管理基準を規定し、不適正な餌やりに対して、市長は指導、是正勧告や措置命令ができることとし、命令に反

した場合は罰則による義務履行確保までを規定した規制が必要と考えますが如何ですか。

【答弁】 継続して解決していない案件は、原因者が野良猫への無秩序なえさやりを認めない場合や、野良猫のため指導する対象がない場合であるため、措置命令や罰則規定を追加しても解決できないと考えています。

おおいたさくら猫プロジェクトを推進し、将来的に野良猫の数を減らすとともに、飼い主に対する啓発を強化していきたいと考えています。

(まとめ) まずは、県の犬猫引取り実施要領第5条第2項の要件を満たす「生活環境被害を招いている所有者不明の野良猫」の捕獲に、市の捕獲機の貸出を再開することを求めます。

3. 雑草の繁茂した空き地の解消に向けて

空き地に繁茂し、放置されている雑草等は、衛生害虫の発生やごみの不法投棄の誘発、火災や犯罪の発生、交通障害等数多くの環境問題や住民の健康被害の発生をもたらします。特に今の時期は、枯れ草の火災が心配されます。9月議会で松葉議員が一般質問をされましたが、執行部の「条例の制定は、管理不全の土地は所有者不明が多く、罰金や行政代執行では問題が解決しないと考えています。」との答弁には納得がいきません。

(1) 雑草の生えた空き地に関する苦情と苦情処理の現状

そこで、令和元年度に市へ寄せられた農業振興地域とその他の地域、農地とその他の土地の苦情件数(又は筆数)、解決実績について伺います。

【答弁】 農地について令和元年度に農業委員会に寄せられた苦情件数は、238筆、180,956.58㎡です。そのうち農業振興地域内農地は、97筆、73,380.58㎡です。解消依頼を行って解決した実績については、146筆、120,396㎡です。そのうち農業振興地域内農地は、60筆、49,820㎡です。農地以外の土地の苦情件数は、162件で、そのうち85件が解決しています。

②次に、苦情のあった土地のうち所有者(相続権利者・管理者)不明土地の件数(又は筆数)について伺います。

【答弁】 農地については、令和元年度に苦情により解消依頼を行い、宛先不明で返戻となった件数は、10筆、5,157.58㎡、そのうち農業振興地域内農地は、5筆、3,867.58㎡です。

その他の土地の苦情件数162件のうち、所有者不明土地は12件です。

③所有者不明土地のうち固定資産税の納付書が戻ってきている件数と筆数、面積について伺います。

【答弁】 農地の固定資産税納税通知書の返戻件数は0件、その他の土地の所有者不明土地12件に係る固定資産税納税通知書の返戻件数は1件、筆数は1筆で628.09㎡です。

④「管理不全の土地の所有者不明が多くない」と言う事が明らかになりました。次に、中津市環境美化条例の雑草に関する指導、勧告、氏名の公表の過去3年間実績について伺います。

【答弁】指導は、平成29年度306回、平成30年度193回、令和元年度179回となっています。勧告と氏名の公表は実績がありません。

⑤市条例に基づく勧告や氏名の公表をしていない理由について伺います。

【答弁】氏名を公表していない理由については、土地所有者個人が特定され、近隣の方から必要以上の指弾を受ける可能性もあり、現在は公表を控えています。勧告につきましても、氏名の公表をしないため行っておらず、繰り返し指導を行っているところです。

(2) 遊休農地の課税強化の取り組みの現状と課題

農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地を放置している場合に固定資産税が1.8倍に課税強化される制度が平成29年度から実施されています。

農業委員会の勧告の実績と農地における雑草苦情処理の対応と課題について伺います。

【答弁】農業振興地域内の農地として活用できる遊休農地については、利用意向調査で活用の意向がない、または確認できない場合、農業委員会が勧告を行い、平成28年度税制改正大綱において課税強化が決定され、実施されています。

農業委員会の勧告の実績については、これまでの利用意向調査で、勧告不該当の「耕作してもらえらるなら貸し出しを希望する」「活用を希望する」方がほとんどですので農業委員会による勧告実績はありません。中津市においては課税強化の対象農地はありません。

対応と課題については、遊休農地は耕作条件が悪い農地が多く、特に住宅地では草刈管理を依頼すると虫の発生源となるため刈った草の持ち出しまでが費用となり高額になってしまいます。継続して管理を行ってもらうためには少しでも管理にかかる負担を軽減することも課題となります。

農業委員、最適化推進委員と相談しながら耕作可能な農地については周辺の耕作者や担い手を中心に調整やマッチング業務に努めているところですが、そういった農地についても周辺の農家でトラクターでの管理作業が可能な方や作業機（ハンマーナイフモア）を持っている方の紹介も行い、所有者の管理費用の軽減にも努めています。

(3) 環境美化条例に措置命令、行政代執行規定を追加

現行の条例では、所有者等の協力がなければ、苦情主が泣き寝入りをしているのが現状です。そこで、「所有者に対し、あき地の管理責任の明確化、あき地の適正な管理を行うよう、市長は指導、勧告、命令ができることとし、さらに、雑草等の除去の措置命令を履行しない場合、不良状態が著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法に基づき、市又は第三者により除草等の行為を行い、除草等に要した費用をあき地の所有者等から徴収することができる」こととする条例を制定すべきと考えるが如何ですか。

【答弁】土地所有者に指導をするにあたっては、現行法上、登記事項を確認し、文書により指導するため、所有者の対応や連絡を待つしかない状況です。相続人がいないなど、純然たる所有者不明土地だけでなく、解決に至らない土地の多くは所有者からの連絡の無い土地です。

このような土地に対して、行政代執行により除草をしても、草は3か月で伸びてしまい、代執行を繰り返すこととなります。また、その費用の多くは回収できず、不良債権をかかえることとなってしまうだけでなく、現在適正に管理していただいている方も「放置していれば市が草を刈ってくれる。」となってしまう恐れがあります。このような理由から、条例に措置命令、行政代執行規定を追加することは考えておりません。

②空家等対策特別措置法では、市長が必要と認めた場合には、危険家屋の解体や敷地内の樹木、雑草等の除却等を「行政代執行」できるようになっています。市民の苦情解消と生活環境の保全を図るため、空家法の対象にならない空き地についても、同様な対応ができるよう、規制区域を定めて行政代執行ができるようにすべきと考えますが如何ですか。

【答弁】危険家屋の解体等の行政代執行は、一度執行すれば、当該家屋の存在がなくなりますので、一定の効果があると認識しています。一方、空き地に繁茂した雑草の場合、3か月に一度の代執行が必要であることや、毎年繰り返される可能性もあるため、その効果は低いと考えています。

現在、国が所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針において、「期限を区切って着実に対策を推進する」としており、これにより土地所有者等の責務がより明確になり、現在市が抱える管理不全土地の問題も解消に向かうと考えています。

今後も、国の動向を注視するとともに、所有者への繰り返しの指導により、市民の苦情解消と生活環境の保全に取り組んでまいります。

(まとめ)所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の基本方針では、空き地に繁茂した雑草の解消は困難です。先進事例に学び、住みたいまち中津の実現をもとめて質問を終わります。

※この議事録抜粋は私が取り急ぎ作成したもので、正式な議事録は、後日中津市議会が公表するものでご確認ください。